

栃木県建設産業における担い手の確保・育成に係る基本計画策定検討委員会設置要綱

（目的）

第1条 栃木県における建設産業は、地域の社会資本の整備・維持管理や災害対応など「地域の守り手」として重要な役割を担っている。一方、就業者の高齢化の進行や若年入職者の減少による担い手不足、さらには将来的な大量退職に伴う技術継承の問題等、構造的かつ喫緊の課題に直面している。

こうした状況を踏まえ、栃木県における建設産業の担い手確保及び育成並びにこれに資する職業訓練施設（以下「インフラトレーニングセンター」という。）の設置に関する基本計画の策定にあたり、産学官の専門的かつ多角的な意見及び助言を得て、課題解決に資する実効性の高い施策及び持続可能な人材確保・育成の仕組みを構築するため、栃木県建設産業における担い手の確保・育成に係る基本計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について意見・助言を行うものとする。

- （1）建設産業における担い手の確保・育成に関する基本方針の検討
- （2）インフラトレーニングセンターの設置方針及び運営方針の検討
- （3）インフラトレーニングセンターの運営方法及び運営体制の検討
- （4）インフラトレセン設置に向けたスケジュール（案）の作成
- （5）効果検証方法及び評価指標の検討
- （6）基本計画（案）の作成
- （7）その他、委員会が必要と認める事項

（委員及び組織）

第3条 委員会は、委員6名以内で組織する。

- 2 委員は、建設産業、教育機関、行政等の観点から建設産業の担い手確保について必要な学識経験等を有する者のうちから、知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から令和9年3月31日までとする。
- 4 委員が欠けたときは、補充することができる。
- 5 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 6 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 7 委員長に事故があるときは、委員の互選により選任された委員がその職務を代理する。
- 8 委員会に、必要に応じてオブザーバーを置くことができる。
- 9 オブザーバーは、委員長の求めに応じて会議に出席し、意見を述べることができる。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、これを主宰する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席によって成立する。
- 3 委員会において決議を要する事項については、出席した委員の過半数をもって決する。
- 4 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、書面その他の方法により意見を聴くことができる。
- 6 委員会は、原則として公開とする。ただし、「栃木県情報公開条例」(平成11年栃木県条例32号)第7条各号に定める情報に該当するものと認められる事項を議事とする場合及び会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合は、委員長が委員会に諮って非公開とすることができる。
- 7 委員会に提出された資料等については、委員会終了後、公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については非公開とすることができる。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、栃木県県土整備部監理課及び技術管理課に置く。

- 2 事務局は、委員会の運営に必要な庶務を行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

- 1 この要綱は、令和8(2026)年7月9日から施行する。
- 2 第4条第1項の規定にかかわらず、この要綱施行後の最初の委員会は知事が招集する。
- 3 委員会の設置期間は、令和9年3月31日までとする。